

茂原市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後			現 行		
(事務職員等の職及び職務) 第4条 事務職員、学校栄養職員、技術職員、事務員、技術員及び業務員の職及び職務は、次のとおりとする。			(事務職員等の職及び職務) 第4条 事務職員、学校栄養職員、技術職員、事務員、技術員及び業務員の職及び職務は、次のとおりとする。		
職員	職	職務	職員	職	職務
事務職員	事務長、主査	上司の命を受け、事務を掌理する。	事務職員	事務長、主査	上司の命を受け、事務を掌理する。
	副主査、主事	上司の命を受け、担当事務をつかさどる。		副主査	上司の命を受け、担当事務を処理する。
				主事	上司の命を受け、事務に従事する。
学校栄養職員	上席専門員、専門員 主任技師、技師	上司の命を受け、学校給食の栄養に関する専門的事項に従事する。	学校栄養職員	上席専門員、専門員 主任技師、技師	上司の命を受け、学校給食の栄養に関する専門的事項に従事する。
技術職員	技師	上司の命を受け、技術に従事する。	技術職員	技師	上司の命を受け、技術に従事する。
	技能主査 技能副主査 技能士	上司の命を受け、用務員（学校の環境の整備その他の用務に従事）又は調理員（給食に関する労務及び作業に従事）の業務に従事する。		技能主査 技能副主査 技能士	上司の命を受け、用務員（学校の環境の整備その他の用務に従事）又は調理員（給食に関する労務及び作業に従事）の業務に従事する。
事務員	主事補	上司の命を受け、主事の職務を助ける。	事務員	主事補	上司の命を受け、主事の職務を助ける。
技術員	技師補	上司の命を受け、技師の職務を助ける。	技術員	技師補	上司の命を受け、技師の職務を助ける。
業務員	技能士 技能士補	上司の命を受け、技能主査、技能副主査、技能士の職務を助ける。	業務員	技能士 技能士補	上司の命を受け、技能主査、技能副主査、技能士の職務を助ける。

茂原市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	現 行
<p>(学期)</p> <p>第19条 学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第29条の規定に基づく学期は、次の2学期とする。</p> <p>前期 4月1日から10月の第2月曜日まで</p> <p>後期 10月の第2月曜日の翌日から<u>翌年3月31日</u>まで</p> <p>(休業日)</p> <p>第19条の2 学校教育法施行令第29条の規定に基づく休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学年始め休業日 4月1日から4月4日まで</p> <p>(2) 夏季休業日 <u>7月16日</u>から8月31日まで</p> <p>(3) <u>冬季休業日</u> <u>12月26日</u>から<u>翌年1月4日</u>まで</p> <p>(4) 学年末休業日 3月25日から3月31日まで</p> <p>(5) 県民の日を定める条例(昭和59年千葉県条例第3号)に規定する日</p> <p>(6) 臨時休業日 学年を通じて7日以内で校長があらかじめ教育委員会の承認を得て定める日</p>	<p>(学期)</p> <p>第19条 学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第29条の規定に基づく学期は、次の2学期とする。</p> <p>前期 4月1日から10月の第2月曜日まで</p> <p>後期 10月の第2月曜日の翌日から<u>3月31日</u>まで</p> <p>(休業日)</p> <p>第19条の2 学校教育法施行令第29条の規定に基づく休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学年始め休業日 4月1日から4月4日まで</p> <p>(2) 夏季休業日 <u>7月21日</u>から8月31日まで</p> <p>(3) <u>冬季休業日</u> <u>12月24日</u>から<u>翌年1月6日</u>まで</p> <p>(4) 学年末休業日 3月25日から3月31日まで</p> <p>(5) 県民の日を定める条例(昭和59年千葉県条例第3号)に規定する日</p> <p>(6) 臨時休業日 学年を通じて7日以内で校長があらかじめ教育委員会の承認を得て定める日</p>

附 則 (平成X年X月X日茂原市教育委員会規則第X号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第19条の2の規定は、平成31年4月1日から施行する。